

## 静岡県側富士登山規制における登山ガイドの扱いについて

### 1 概要

静岡県では、富士山の開山期間中（例年7月上旬～9月10日）、静岡県側の三登山口（富士宮口・御殿場口・須走口）において登山規制を実施しています。

原則、登山ガイドの皆様も入山規制の対象となり、ルール・マナーの事前学習の修了や、午後2時から翌午前3時までに入山する場合の山小屋宿泊、入山料の納付が必要となります。

ただし、各登山口に対応する地元市町等の認定、登録、推薦を受け、安全登山や保全活動に資する活動を行う次のガイドについては、静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務（山岳遭難を未然に防止するための業務）に従事する者として、入山規制の適用除外となります。

#### <ガイドの扱い>

登山口	対象	提示書類
富士宮口	富士宮市富士山ガイド登録者	富士宮市富士山ガイド登録証（富士宮市発行）
御殿場口	①静岡県安全快適な富士登山推進会議の構成機関である登山ガイド団体 ②御殿場市が推薦する団体	通行証（静岡県発行） ※該当団体には事前に県から通行証を送付予定。
須走口	小山町富士山須走口登山認定ガイド	小山町富士山須走口登山認定ガイド認定証（小山町発行）

※「登山口」とは入山時に利用する登山口のことを指します。

※開山期間中に複数の登山口を利用して入山する場合、それぞれの市町で認定を受けなければ、適用除外の扱いとはなりません。

※市町認定ガイド制度の詳細については、各市町担当課までお問い合わせください。

#### <ガイド客の事前学習の扱い>

上記のガイドを伴い入山する登山者については、ガイドによるルール・マナーの講習をもって、ルール・マナーの事前学習（五合目現地での事前学習）の修了に代わるものとしてみなします。

登山口	同行する登山ガイド	登山者（ツアー客）
富士宮口	富士宮市富士山ガイド登録者	富士宮口から入山する場合に、事前学習修了とみなす
御殿場口	①静岡県安全快適な富士登山推進会議の構成機関である登山ガイド団体 ②御殿場市が推薦する団体	御殿場口から入山する場合に、事前学習修了とみなす
須走口	小山町富士山須走口登山認定ガイド	須走口から入山する場合に、事前学習修了とみなす

## 2 問合せ先

### ● 静岡県側の登山規制について

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課

電話：054-221-3746 メール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

### ● 富士宮市富士山ガイド登録制度について

富士宮市産業振興部観光課

電話：0544-22-1155 メール：kanko@city.fujinomiya.lg.jp

### ● 小山町富士山須走口登山認定ガイド制度について

小山町経済産業部商工観光課

電話：0550-76-6114 メール：kankou@fuji-oyama.jp

## 3 注意事項

- ・入山手続は、行政書士法に定める「官公署に提出する書類」の作成に該当します。登山規制の適用除外となるガイドが登山者（ツアー客）の入山手続の一括申請を行うに当たり、報酬を得る場合には、行政書士及び行政書士法人以外の者は行うことはできません。御注意ください。県では登山者自身が「静岡県 FUJI NAVI」アプリから入山手続を行っていただくことを推奨しています。

### ◆ 登山者（ツアー客）自身が「静岡県 FUJI NAVI」アプリから手続を行う（推奨）

- ・アプリで入山手続を行う場合は、システムの設計上、事前学習を省略することができませんので、御了承ください（アプリ内の事前学習は10分程度で終わります）。
- ・スマートフォンをお持ちでない場合は、五合目現地で入山料の支払や入山届出書等の書類を作成いただく必要があります（想定20分程度）。混雑状況によってはお時間がかかる場合がありますので、御了承ください。

※詳細は静岡県富士山入山手続案内サイト (<https://fujisan223registration.com>) を御確認ください。

※事業者・団体専用の手続については、上記ページ内「事業者・団体向けの手続について」で案内しています。旅行事業者の企画する団体ツアー等に同行する場合の参考として御覧ください。

- ・静岡県側で活動する富士登山ガイドの皆様におかれましては、「静岡県富士山ガイド心得」(<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/mtfuj/1064103/index.html>) を御一読いただき、安全快適な登山の実現に向けて御協力をお願いいたします。
- ・静岡県側で入山規制の適用除外となる場合であっても、山梨県側から入下山する場合は、別途山梨県側で手続が必要となりますので、御注意ください。（なお、静岡県側については、下山のみする場合は、規制対象外となります）